

ごみの出し方・分け方

(三豊市高瀬町)



○ごみは決められた日の朝8時までに決められた場所に、決められた方法で出しましょう。

○12月31日～1月3日は収集を行わないため、1月は変更になる場合があります。

A地区

二ノ宮	黒嶋、本村西、本村東、西股西、西股東、大谷、茶雅台
勝間	神の植、下土井、法事、高口、須の又、中組、原組、六ツ松、道音寺、油、寺前、加茂下東、加茂下西、加茂上、神原住宅、勝間団地、警察官舍、つるや団地、原団地、加茂団地、六ツ松グリーンタウン、まどかハイツ、アルカディア道音寺、ピュアハイツタカセ、勝間グリーンビレッジ、コモンズみとよ
上高瀬	田井、長法寺、井出、中林、楠井、楠井団地、川下、高木、上分東、上分西、駅東、ギオン通り、駅前
麻	全域

B地区

二ノ宮	A地区以外の二ノ宮
勝間	西之脇、五歩田、本谷、西の側、平尾、鴨谷、大道、矢之岡、郷の岡、大池の上、冷瀬井、砂古、平池、新田、林
上高瀬	A地区以外の上高瀬
比地二	全域

A地区

B地区

主な品目・品名

注 意 事 項

毎週 月・木 曜日	毎週 火・金 曜日	燃やせるごみ (可燃ごみ)	生ごみ、ティッシュや汚れた紙など 紙おむつ、落ち葉・木の枝など その他(タバコの吸殻、繊維くずなど) 剪定枝(指定ごみ袋不要) ※長さ50cm以内、束の太さ30cmでひもで束ねて 出してください。1世帯1回につき2束まで。		●必ず「三豊市指定ごみ袋」に入れてください。 ●生ごみは、家庭で十分に水切りをして出してください。 ●ごみ処理機などを利用し、できるだけ自家処理に努めてください。 ●紙おむつは、汚物を取り除いてください。
毎週 木曜日	毎週 金曜日	プラスチック製 容器包装	プラスチック製の容器・包装 プラスチック製容器、発泡スチロール、 ボトル、チューブ、ポリ袋・ラップ・ フィルム、ペットボトルのキャップ・ ラベルなど		●中身を使い切って、必ず汚れを取り除いてください。 ●マークが無く区分が不明なものや汚れが取れないものは「燃やせないごみ」として出してください。 ●シャンプー等のポンプ式容器のポンプ部分は「燃やせないごみ」として出してください。
毎月 第3 月曜日	毎月 第3 火曜日	紙製容器包装	紙製の容器・包装 紙箱・紙缶・紙袋・包装紙・ 内側が銀色の紙製容器、 カップ・ふた・台紙など		●マークが無く区分が不明なものや汚れが取れないものは「燃やせるごみ」として出してください。
毎月 第1 水曜日	毎月 第2 水曜日	缶類	飲料用、食品用、スプレー缶、 カセットボンベなど		●アルミ缶は、小中学校PTAの実施するリサイクル活動に協力してください。 ●キャップは、はずしてください。 ●中身を使い切って、軽くすいで水を切ってください。 ●スプレー缶などは、必ず穴を開けてください。
		ペットボトル	飲料用、しょう油、酒類、 みりん、酢など		●キャップとラベルは、はずして軽くすいで水を切ってください。 ●キャップとラベルは「プラスチック製容器包装」として出してください。
毎月 第3 水曜日	毎月 第4 水曜日	びん類	飲料用、食品用など (口に入れることができるもの を入れていたびん)		●キャップは、はずしてください。 ●中身を使い切って、軽くすいで水を切ってください。 ●化粧品・油類のびん、耐熱ガラス製のもの、食器類、窓ガラス、陶器類 は「燃やせないごみ」として出してください。
		燃やせないごみ (不燃ごみ)	陶器製品、ガラス類、 容器包装以外のプラスチック類、 ゴム類・資源ごみ以外のもの		●50cm以上のものは「粗大ごみ」です。 ●ホースなど長いものは50cm未満に切り束ねてください。 ●割れたもの(ガラス類・陶器製品)は、透明または半透明の袋に入れてください。
年2回(別途周知) 全域	金属ごみ 有害ごみ	金属ごみ 有害ごみ	なべ・やかんなどの家庭用金属製品、 乾電池、蛍光灯・電球、 水銀体温計・水銀温度計・ 水銀温度計、使い捨てライター 天ぷら油(廃食用油) 新聞・雑誌・段ボール・ 紙パック、布類		●蛍光灯・電球は割らずに出てください。(割れたものは、透明または半透明の袋に入れて出してください。) ●使い捨てライターは、ガスが残っていても差し支えありません。 ●品目ごとに分けてキャリーに入れてください。

※土曜日と祝日は持ち込みできます。

粗大ごみ (日曜日はお休み)

持込場所 (みとよ未来創造館裏)

回収日時	品 目
毎月 第2・4 日曜日 午前 7時 ～ 午前 9時	金属ごみ 乾電池 蛍光灯・電球 水銀体温計・水銀温度計 使い捨てライター 天ぷら油(廃食用油) 新聞・雑誌・段ボール・ 紙パック、布類
7・12月 第4日曜日	

○有害ごみ・天ぷら油(廃食用油)は、開庁時には市役所でも受け入れています。

○詳しくは「ごみの分別の手引き」をご覧ください。

対象物

最長の辺が50cm以上のもの

処分手数料

10kgにつき200円
(一部追加料金が必要なことがあります)

持込先

(有)詫間清掃 (☎83-2419)

持込期間

毎月11日～20日(10日間)

時 間

午前9時～午後4時

収集できないごみ

事 業 系 ごみ	商店・農業など事業活動に伴って発生したごみ
危 険・有 害 物 な ど 処 理 困 難 物	タイヤ、バッテリー、消火器、薬品類
建 築 废 材 ・ 建 築 資 材	タイル、コンクリート、ブロック、瓦など
家電リサイクル 法 対 象 品 目	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン

使用済小型家電

※回収ボックスは小型家電リサイクル
マーク が目印です

市役所内に設置している回収ボックス
(投入口サイズ 25cm×15cm)で開庁時間に回収しています。

リサイクル活動

学校の回収に
協力しましょう!

